北惣門橋開通後の通行規制について

（1）通行規制の目的

①松江城来場者の**安全な歩行環境を確保**するため。

②史跡松江城の価値を高める目的で木造で復元した北惣門橋を、**適切に保存管理し、長寿命化を図る**ため。

（2）開通後の通行規制の内容

【A 区間：北惣門橋から馬洗池北側三叉路までの区間】※令和 4 年 9 月 1 日から

①市道を廃止して**「城山公園内園路」として管理**するため、**歩行者、自転車のほか、緊急車両および許可車両に通行を限定**します。

②城山内居住者など、通行規制により生活環境に支障を来すおそれがある場合、または松江城内で行われる業務や催事、祭礼等でやむを得ず通行が必要となる場合には、**車両または乗車する個人に許可証を発行して通行を許可**します。

③自動二輪車は、降車して手押しする場合は歩行者と同様に北惣門橋を通行できます。また、自動二輪車用駐車場への進入も可能です。

【B 区間：馬洗池北側三叉路から稲荷橋までの区間】

①これまでと同様に**「市道城山線」として管理**するため、歩行者、自転車に加えて一般車両（自動二輪車含む）の通行が可能です。
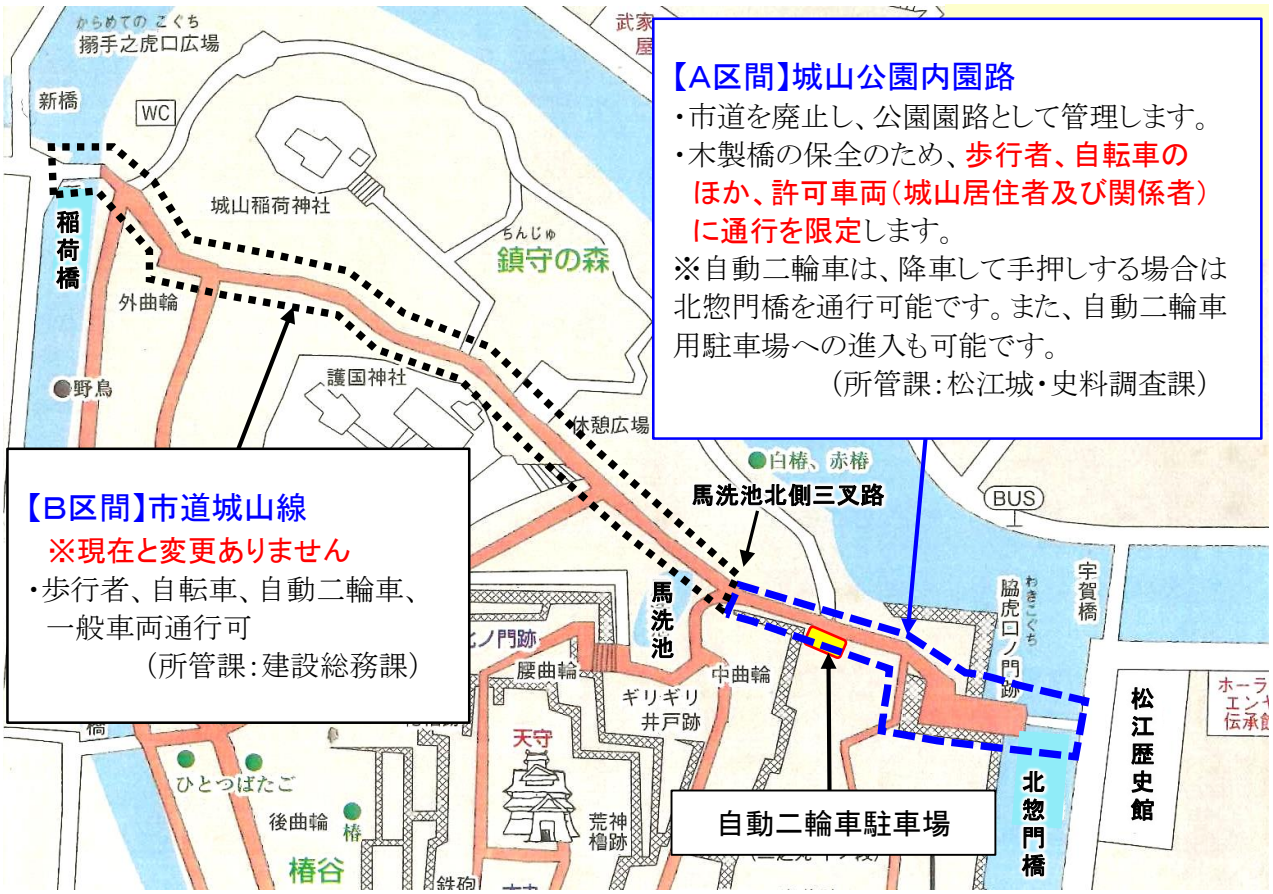
【通行規制区域図】